

訪問介護利用料金一覧表

令和3年4月1日現在

単位:円

		所定単位数
身体介護	20分未満	167単位
	20分以上30分未満	250単位
	30分以上1時間未満	396単位
	1時間以上30分毎に	579単位(30分毎84加算)
生活援助	20分以上45分未満	183単位
	45分以上	225単位
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	身体30分未満生活20分以上	317単位
	身体30分未満生活45分以上	384単位
	身体30分未満生活70分以上	451単位
	身体1時間未満生活20分以上	463単位
	身体1時間未満生活45分以上	530単位
	身体1時間未満生活70分以上	597単位
特定事業所加算(Ⅱ)		所定単位の10%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位の13.7%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位の6.3%
新型コロナウイルス感染症対策費 (令和3年4月1日～令和3年9月30日)		所定単位の0.1%
地域区分加算(周南市7級地)		I月のサービス単位合計×10.21円

*** その他の費用**

初回加算(新規) 200単位
 緊急時訪問介護加算 100単位

- * 早朝夜間(6:00～8:00・18:00～22:00)は25%の割増料金です。
- * 深夜間(22:00～6:00)は50%の割増料金です。
- * やむを得ない事情で、担当ケアマネジャー作成の居宅サービス計画上、二人で訪問介護提供した場合は2倍の料金となります。
- * 通常サービス地域(周南市と防府市富海・牟礼)
 通常サービス地域外のサービスを行う場合、通常サービス地域を10km離れる毎に片道100円の交通費が自己負担額として加算されます。